

第 9 回 国 際 協 力 銀 行 債 券  
発 行 要 項

国際協力銀行（以下「当行」という。）は国際協力銀行法及び国際協力銀行法施行令に基づき、平成16年2月6日に発行する第9回国際協力銀行債券に本要項を適用する。

1. 債券の名称 第9回国際協力銀行債券
2. 債券の総額 金500億円
3. 各債券の金額 1000万円及び1億円の2種とする。
4. 債券の形式 無記名式利札付に限るものとし、記名式に変更はしない。又、その分割又は併合はしない。
5. 利率 年0.61パーセント
6. 発行価額 額面100円につき金99円98銭
7. 償還価額 額面100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
  - (1) 本債券の元金は、平成20年12月19日にその総額を償還する。
  - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
  - (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
  - (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、平成16年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各20日にその日までの前半箇年分を支払う。
  - (2) 発行日の翌日から平成16年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。
  - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
  - (4) 償還期日後は利息をつけない。
10. 元利金支払場所  
株式会社みずほコーポレート銀行本店及び国内各営業部  
野村證券株式会社本店  
日興シティグループ証券株式会社本店  
日興コーディアル証券株式会社本店  
三菱証券株式会社本店  
ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
新光証券株式会社本店  
大和証券エスエムピーシー株式会社本店  
みずほ証券株式会社本店  
メリルリンチ日本証券株式会社本店  
モルガン・スタンレー証券会社東京支店  
UFJつばさ証券株式会社本店
11. 担保 本債券の債権者は、国際協力銀行法の規定により、当行の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
12. 本債券に関する募集の受託会社
  - (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。
  - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。
  - (3) 募集の受託会社は、法令、本要項並びに当行及び募集の受託会社との間の平成16年1月27日付第

- 9回国際協力銀行債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。
- (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
  13. 期限の利益喪失に関する特約 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
    - (1) 当行が第8項又は第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
    - (2) 当行が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当行以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
    - (3) 当行が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当行の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。
    - (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当行又は当行が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、会社整理、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
  14. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当行が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を第17項(2)の定める方法により公告する。
  15. 債券の喪失等
    - (1) 本債券の債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の理由等を当行に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求したときは、当行は、代り債券をその者に交付することができる。
    - (2) 本債券の利札を喪失したときは、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求したときは、支払期日の到来したものに對してはその利息を支払う。
    - (3) 本債券の債券を毀損又は汚損したときは、その債券を提出して代り債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
    - (4) 代り債券を交付する場合は、当行は、これに要した費用を徴収する。本債券の登録を抹消して債券の交付の請求があった場合も同様とする。
  16. 欠缺利札の取扱
    - (1) 償還のために提出される本債券の債券で、利払期日未到来の利札に欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除して

- その残額を支払う。
- (2) 前号の利札の所持人は、第10項に定める元利金支払場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。
17. 本債券の債権者に通知する場合の公告の方法
- (1) 当行は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関する事項であって、募集の受託会社が債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
18. 債券原簿の公示 当行は、その本店に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
19. 本要項の変更
- (1) 当行は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当行はその内容を公告する。ただし、当行と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。
20. 本債券の債権者集会
- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 債権者集会は、当行又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (4) 本債券総額の10分の1以上に当たる債権者は、その保有する本債券（又は登録内容証明書）並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 債権者集会においては、債権者は、募集の受託会社に提出した本債券（又は登録内容証明書）につき、額面1000万円につき1個の議決権を有するものとする。ただし、当該集会の会日の1週間前までに本債券（又は登録内容証明書）を募集の受託会社に提出しなければならない。
- (6) 債権者集会の決議は、本債券総額の過半数に当たる債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。
- 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき
- 決議が不当の方法によって成立したとき
- 決議が著しく不公正なとき
- 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当行は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。
- (8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (9) 本項(4)乃至(6)の規定は、当行の所有する本債券については、これを除外する。
- (10) 本項の手續に要する合理的な費用は当行の負担とする。
21. 通知・報告義務
- (1) 当行は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された年次報告書を募集の受託会社に提出する。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当行内部規則その他の定め反しない範囲において、当行に対し、その事業、資産の概況、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
22. 追加発行 当行は、随時、本債券の債権者及び利札の所持人の同意なしに、本債券と初回利払日若しくは発行価額を除く全ての点において同じ要項を有し、本債券と併合されることとなる債券（以下「追加債券」という。）を追加発行することができる。追加債券の発行日以降、本要項に関する各規定は、当該追加債券にも及びものとする。
23. 申込期日 平成16年1月27日
24. 募入方法 応募超過の場合は、本要項第26項の引受会社の代表者が適宜募入額を定める。
25. 払込期日 平成16年2月6日
26. 引受会社
- 野村證券株式会社(代表)
- 日興シティグループ証券株式会社(代表)
- 三菱証券株式会社(代表)
- ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
- 新光証券株式会社
- 大和証券エスエムビーシー株式会社
- みずほ証券株式会社
- メリルリンチ日本証券株式会社
- モルガン・スタンレー証券会社東京支店
- UFJつばさ証券株式会社
27. 登録機関 株式会社みずほコーポレート銀行
28. 新証券コード JP329360A420